

D プロニュース



ご連絡先：〒231-0012 横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル5F

電話：045-226-5482

FAX：045-226-5483

e-mail：info@d-produce.com

ホームページ：<http://www.d-produce.com/>

最近の労働裁判からピックアップ

◆たばこの煙で安全配慮義務違反？

工作中的の受動喫煙が原因で病気になったとして、岩手県の職員男性が同県に対して損害賠償(約 890 万円)などを求めて訴訟を起こしましたが、盛岡地裁は請求を棄却しました(10 月 5 日判決)。

この男性は 2008 年 1 月ごろ公用車を運転した際、車内におけるたばこの煙が原因となって、鼻の痛みや呼吸困難が発生し、同年 4 月に「化学物質過敏症」と診断され、その後、2009 年 7 月までの約 1 年間休職となりました。

裁判では、県が「公用車の少なくとも 1 台を禁煙車にしなかったこと」が、安全配慮義務違反となるかどうか争点だったようですが、裁判長は「男性が呼吸困難を発症した 2008 年当時、残留たばこ煙にさらされないようにすべきだとの認識は一般的ではなかった」とし、安全配慮義務違反には該当しないと判断しました。

◆エンジニアの死亡は過労によるものか？

システム開発会社(本社:東京都)のエンジニアだった女性が死亡した原因は過労にあったとして、女性の両親が元勤務先に対して損害賠償(約 8,200 万円)を求めていましたが、福岡地裁は過労死と認め、約 6,820 万円を支払うよう命じました(10 月 11 日判決)。

この女性は 1998 年に入社して福岡事業所に勤務し、2006 年からシステム改修のプロジェクトに携わり、午前 9 時から翌日の午前 5 時まで働く

こともあったそうです。2007 年 3 月に自殺を図った後に職場復帰をしましたが、同年 4 月、出張先のホテルで致死性不整脈のため死亡しました。

裁判長は、2007 年 2 月の時間外労働時間が 127 時間を超え、プログラム完成などの精神的緊張もあったとして、死亡と業務との因果関係を認めました。

◆契約更新拒否は解雇権の濫用か？

空調機器会社(大阪市)の元期間従業員 4 人が、有期雇用契約に上限を定めて契約更新を拒否されたのは解雇権の濫用であるとして、元勤務先に対して地位確認などを求めていましたが、大阪地裁はこの請求を棄却しました(11 月 1 日判決)。

当初、4 人は請負社員として勤務(6~18 年間)していました。大阪労働局が 2007 年 12 月に「偽装請負」であるとして是正指導を行い、会社は 2008 年 3 月に 4 人を正社員として雇用(期限付き)しましたが、2010 年 8 月末以降の契約を更新しませんでした。

裁判長は「解雇の手続きを踏まずに期間満了によって契約が終了する点に着目して有期雇用契約を申し込んだにすぎず、解雇権濫用とはいえない」と判断しました。

「職場の飲みニケーションは必要」は古い考え!?

◆約 6 割が「職場の飲み会は必要」

「飲みニケーションは必要だ！」という考えも今や昔の話とも思われがちですが、まだまだ健在のようです。

株式会社インテージが今年8月に実施した「仕事帰りの外飲み事情 2012」(ビジネスパーソンの意識調査)の結果が発表されましたが、この調査によれば、約6割の人が「職場の飲み会は必要」と思っていることが明らかになりました。

◆仕事帰りの飲みの相手は誰？

最近3カ月の仕事帰りの外飲み(職場以外の人との飲みも含む)の状況ですが、67.1%の人が飲みに行っており、男性20代で81.0%、女性20代で75.0%でした。32.9%の人が飲みに行っていないと回答しましたが、特に女性30～50代の割合が高いようです。

仕事帰りに飲む相手の上位は、「職場の同僚(同性、異性問わず)」が最多(56.1%)であり、「職場の同僚(同性のみ)」(33.3%)、「職場の上司」(32.6%)が続いています。

やはり、仕事の延長で職場の人と飲みに行く人が多いようです。

◆職場の飲み会は必要 or 不要？

職場の飲み会については、約6割(58.9%)の人が「必要だと思う」と回答し、男性のすべての年代と女性の20代では6割以上が「必要」と回答しているのに対し、女性の30～50代では5割以上の人が「必要だと思わない」と回答しています。

職場のコミュニケーションを図る1つの方法として「職場の飲み会」は有効なようですが、20代男女の3割以上は「上司からの誘いを断ることができない」と思っている状況もまた、あるようです。

今後重視される安全衛生分野における取組み

◆「第12次労働災害防止計画」の策定に向け審議中

「第12次労働災害防止計画」とは、労働安全

衛生に関して、平成25年から平成29年度までの5年の間に、国(厚生労働省)が計画的・重点的に対策を行う内容を定めるものです。現在厚生労働省労働政策審議会安全衛生部会に骨子案が示され、審議中ですが、この内容から、今後の安全衛生分野の国の方針がわかります。

◆高齢労働者増加への対応

まず特徴的なのは、高齢化や改正高年齢者雇用安定法の施行により、今後も増えるとされる高年齢労働者に対する取組みです。

骨子案では、次の事項が指摘され、対策を強化する必要があるとしています。

(1)60歳以上の高年齢労働者数

平成14年(約400万人)→平成19年(約550万人)に増加

(2)労働災害に占める60歳以上の割合

平成19年(16.3%)→平成23年(20.5%)に増加

(3)平成22年の労働災害発生率

[死傷災害]

全年齢平均(2.14/千人あたり)

60歳以上(3.08/千人あたり)

[死亡災害]

全年齢平均(0.22/1万人あたり)

60歳以上(0.47/1万人あたり)…非常に高い数値

◆改正労働安全衛生法とメンタルヘルス対策

労働安全衛生法の改正(改正法案は今国会では廃案になりましたが)では、健康診断時のストレスチェック制度や受動喫煙対策の推進も明記され、労働者数50人以上の会社についての重点的な対策が検討されていたようです。昨今のメンタルヘルスに関する状況を見ていると、今後も労働者の安全・健康管理に対する国の施策が進められていくのは確実なようです。

◆対策が強化される業種は？

労働災害防止対策を重点的に進める業種として、「建設業」「貨物運送業」「第3次産業(小売業)」「介護事業(社会福祉施設)」等が挙げられています。これらの業種では、業務に伴う発生率

の高い災害を防止するとしています。

なお、恒常的な長時間労働などは、行政による是正指導・是正勧告、そして様々な労使トラブル(合同労組・ユニオン等からの団交要求、多額の損害賠償請求、無用な裁判費用、新たな労災・メンタル不全の発生…etc)の元凶となりますので、早めの取組みが大切です。

12月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

本年最後の給料の支払いを受ける日の前日まで

で

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

編集後記

皆さん、おはようございます。社会保険労務士法人 D・プロデュースの志賀です。

今年の冬は、暖かいのかと思いきや、11月下旬ころから例年以上(?)の寒さがやってきました。北海道では寒い中大規模停電が起き、寒さに耐えていらっしゃる皆様の御心境をお察しいたしますとともに、お見舞い申し上げます。

12月は師走という言葉通り、1日1日がとても早く慌ただしく感じます。そんな中、街はクリスマスモードになり、家々の窓にもクリスマスイルミネーションが輝き始めました。震災後自粛モードにあったイルミネーションですが、寒い夜にさまざまなイルミネーションが温かく灯ると心も温くなる思いです。そんなイルミネーションを横目に見ながら、この1年とても早かったなあとしみじみ感じます。年々1年が早く感じるようになったのは、私が年齢を重ねてきたせいでしょうか…

今年は、年始に目標に掲げたピアノの練習も忙しさに感けて途絶えてしまったので、来年こそは、トルコ行進曲の演奏ができるようになりたいと思っております！！